

匝瑳市行政改革大綱

平成18年12月25日策定

匝瑳市行政改革推進本部

目 次

I 総論

1	合併前の財政状況		1ページ
2	合併前の行政改革に対する取り組み		5ページ
3	匝瑳市の財政状況		6ページ
4	匝瑳市の財政推計		10ページ
5	行政改革の目的		12ページ
6	国の動向		13ページ
7	「匝瑳市行政改革大綱」等の位置づけ等		14ページ
8	「匝瑳市行政改革大綱」の計画期間		
9	行政改革大綱の策定・見直しの方法及び推進体制		15ページ
10	行政改革大綱の公表		
11	数値目標等		
(1)	総括的数値目標		16ページ
(2)	実施計画の策定・公表		

II 行政改革の推進事項

1	定員管理及び給与の適正化等並びに組織機構の見直し		
(1)	定員管理の適正化に伴う人件費の抑制等		17ページ
(2)	給与の適正化等		18ページ
(3)	組織機構の見直し		22ページ
2	事務事業の見直し等		
(1)	事務事業の見直し等		23ページ
(2)	民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）		24ページ
(3)	第三セクター等の見直し		28ページ
(4)	財政の健全化		32ページ
(5)	市民参加による開かれた行政の推進		34ページ
(6)	市議会の自主的な取り組み		36ページ

III	実施計画		37ページ
-----	------	-------	-------

I 総論

1 合併前の財政状況

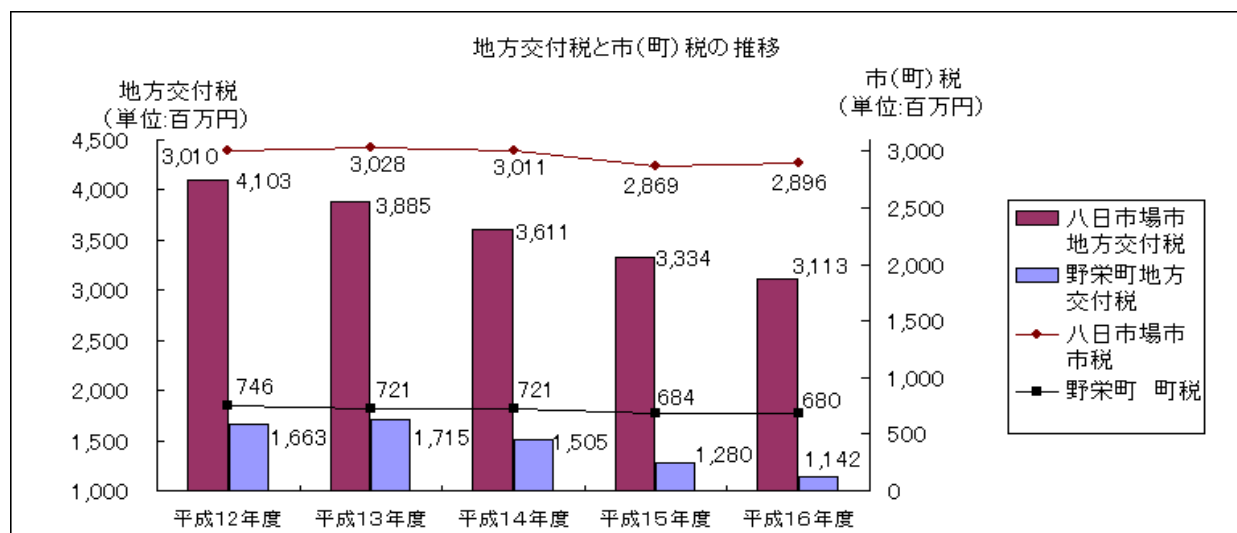
平成18年1月23日に究極の行政改革ともいわれる市町村合併により、匝瑳市は誕生しました。

合併前の八日市場市・野栄町の財政については、景気の長期低迷の中、歳入面では、自主財源の根幹である市（町）税が伸び悩む中で地方交付税が三位一体改革（注1）の影響などにより両市町合計で平成12年度から平成16年度までの5年間で約15.1億円が減少するなど歳入全体が縮小しています。（表1参照）

注1 三位一体改革：地方分権と国の歳出削減が目的。「国庫補助金の削減」、「地方への財源移譲」、「地方交付税の見直し」を包括的に取り組むため、こう呼ばれています。

表 1 地方交付税と市(町)税の推移 単位:百万円 (資料 決算カード)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
八日市場市 地方交付税	4,103	3,885	3,611	3,334	3,113
野栄町 地方交付税	1,663	1,715	1,505	1,280	1,142
八日市場市 市税	3,010	3,028	3,011	2,869	2,896
野栄町 町税	746	721	721	684	680



※ 表1中の地方交付税の額は、普通交付税と特別交付税の合計額です。

次に、歳出面では、両市町とも職員数の削減等により人件費が減少する一方、少子化対策等により扶助費（注２）が増加したため、経常的経費（注３）が平成１４年度に一時的に減少したもののその後は増大化しています。（表２、表３参照）

注２ 扶助費：生活保護や福祉制度に要する費用のこと。

注３ 経常的経費：行政の執行上欠くことのできないものとして毎年継続して支出される人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費等の経費のこと。

表 ２ 経常的経費の推移

単位:百万円 （資料 決算カード）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
八日市場市	8,673	8,944	8,602	8,769	8,904
野 栄 町	2,798	2,950	2,745	2,784	2,779
合 計	11,471	11,894	11,347	11,553	11,683

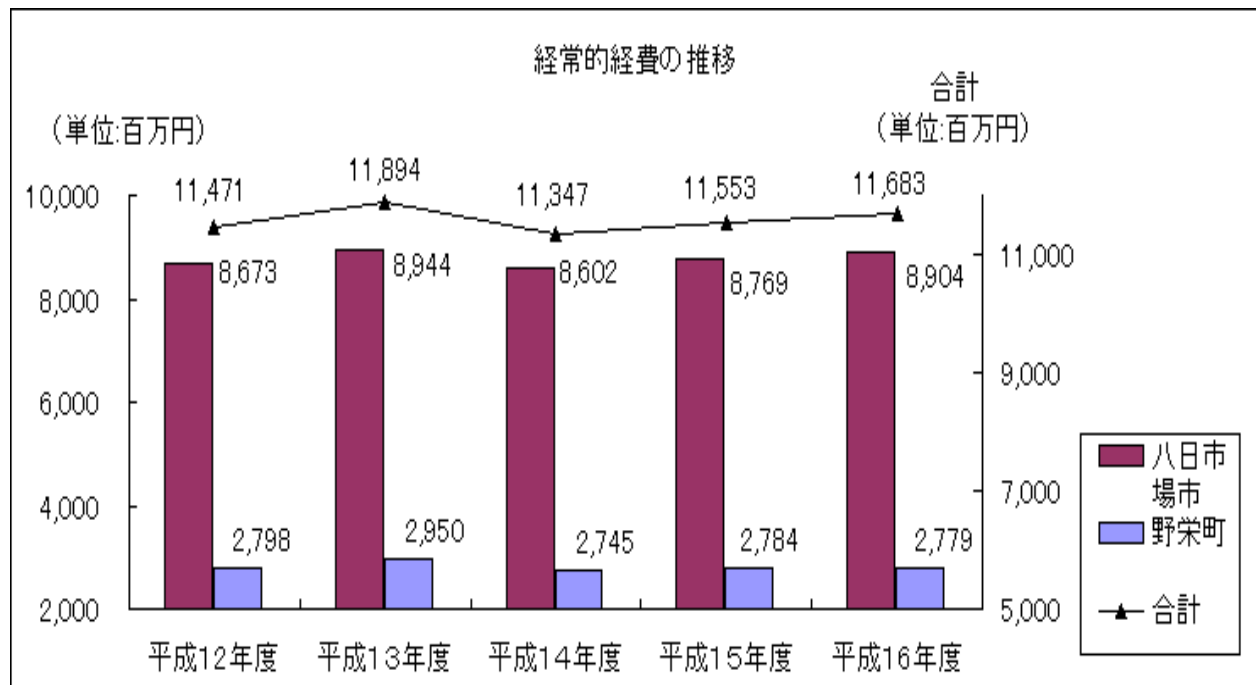
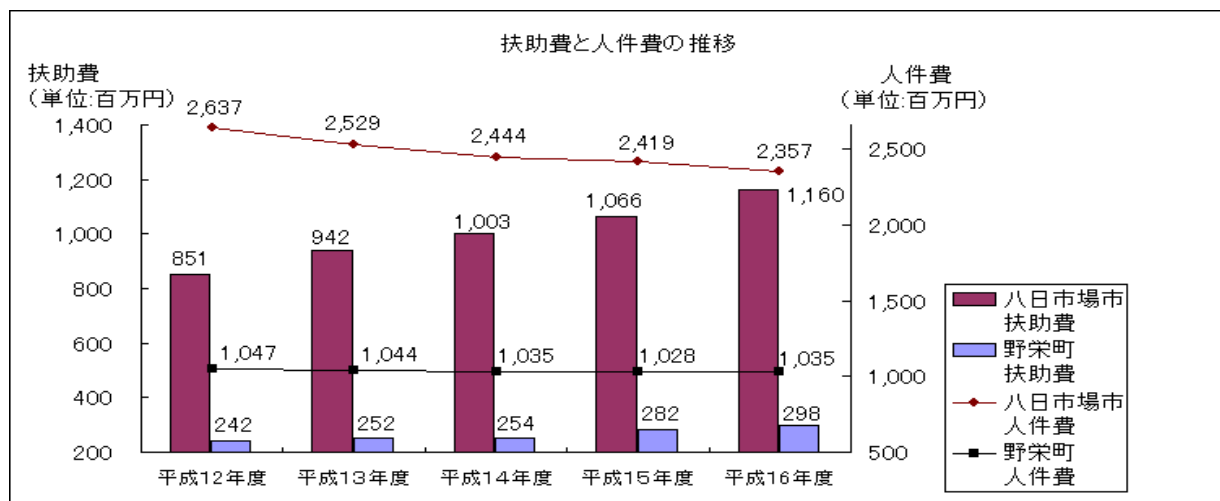


表 3 扶助費と人件費の推移

単位:百万円 (資料 決算カード)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
八日市場市 扶 助 費	851	942	1,003	1,066	1,160
野 栄 町 扶 助 費	242	252	254	282	298
八日市場市 人 件 費	2,637	2,529	2,444	2,419	2,357
野 栄 町 人 件 費	1,047	1,044	1,035	1,028	1,035

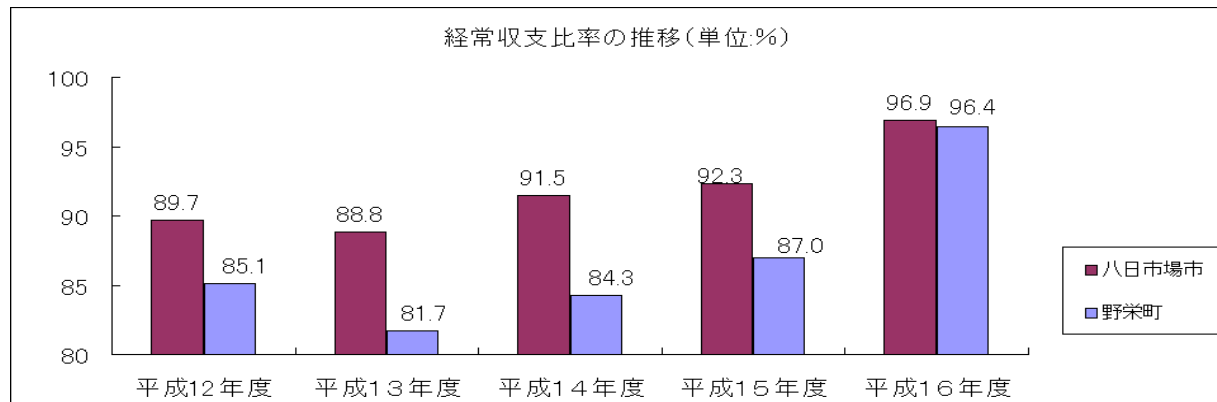


その結果、財政の柔軟性を示す指標である経常収支比率(注4)が年々上昇し、両市町とも平成16年度に95パーセントを超え、政策的経費に振り向ける財源は、減少し続け、財政の硬直化が進んでいます。(表4 参照)

表 4 経常収支比率の推移

単位:% (資料 決算カード)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
八日市場市	89.7	88.8	91.5	92.3	96.9
野 栄 町	85.1	81.7	84.3	87.0	96.4



注4 経常収支比率：経常的経費に市税、地方交付税などの経常一般財源がどの程度充当されたか示す割合のこと。80％程度が妥当とされている。平成16年度に妥当とされる水準にある全国の市町村は、6.6％であり、全国市町村平均は、90.5％となっています。

また、両市町とも、近年の財源の不足分を主に積立金の取り崩しによって補っています。

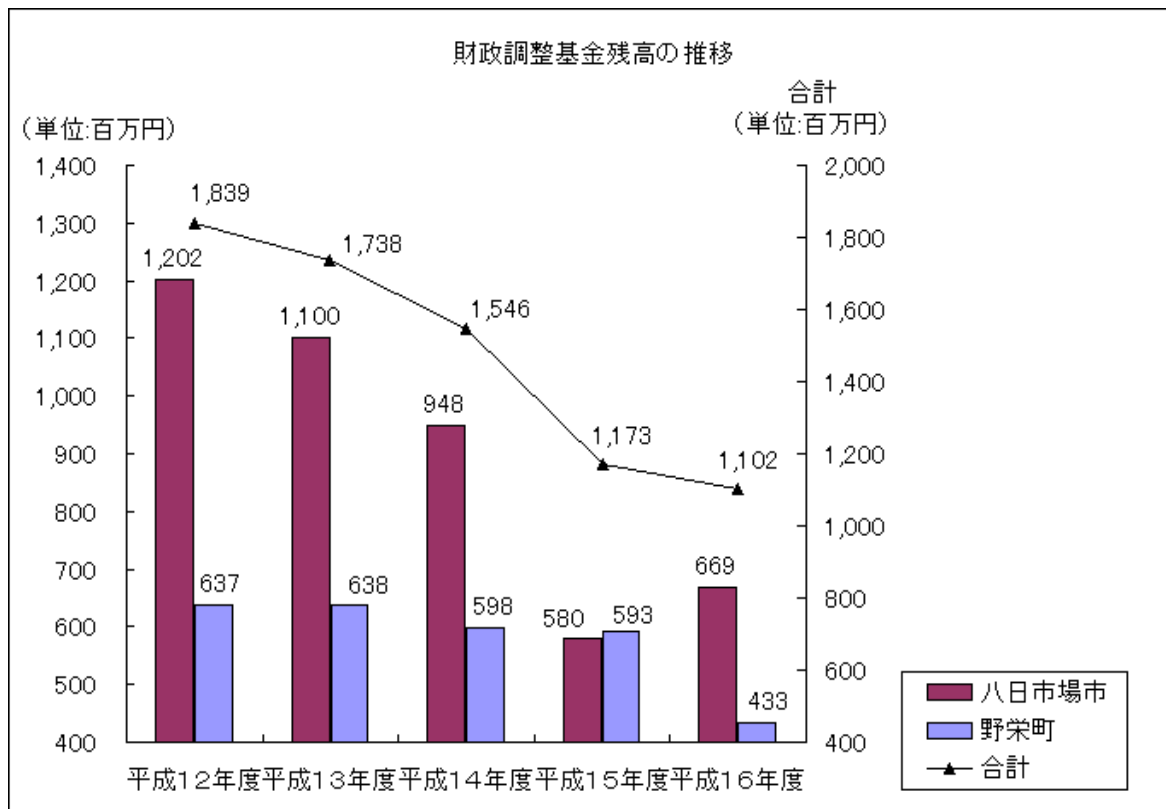
その結果、主な積立金である財政調整基金（注5）は、両市町合計で平成12年度に約18億円あったものが、平成16年度には約11億円と平成12年度の6割相当に減少しています。（表5 参照）

注5 財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整する目的で積み立てられる積立金のこと。ある年度で財源が不足する場合に当該不足額を埋めるためなどの場合に限り、取り崩すことができます。いわば、一般家庭の預貯金に相当するものです。

表5 財政調整基金現在高の推移

単位:百万円（資料 決算カード）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
八日市場市	1,202	1,100	948	580	669
野 栄 町	637	638	598	593	433
合 計	1,839	1,738	1,546	1,173	1,102



2 合併前の行政改革に対する取り組み

このような厳しい財政状況の中、合併前の両市町においては、次のような行政改革の推進に努めてきました。

(1) 八日市場市

行政改革大綱を昭和61年3月（第1次）、平成8年11月（第2次）及び平成12年3月（第3次）に策定し、行政改革に取り組んできました。

第1次及び第2次の行政改革大綱においては、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、定員管理の適正化等による効率的な行政運営に取り組んできました。しかし、福祉、環境等の行政需要が増大する一方で、バブル経済崩壊後の長期にわたる景気低迷により市税や地方交付税が減少し、財源の確保が厳しい状況となりました。このため、第3次行政改革大綱（計画期間 平成12年度～平成17年度）においては、新たに「財政の健全化」を行政改革の重点事項に位置づけるとともに、八日市場市財政健全化プログラムを策定して、経費削減に取り組み、平成13年度から平成17年度までの5年間で約24億円の削減効果がありました。

主な取り組みとしては、次のとおりです

ア 人件費の削減 約8.8億円

退職者不補充による職員数の削減、特別職の給与の削減、時間外勤務手当の抑制、管理職手当の削減 等

イ 内部管理的経費の削減 約1.5億円

市民ふれあいセンターの受付管理委託業務の廃止等の公共施設管理費の見直し、光熱水費の削減、消耗品費等の削減 等

ウ 一般行政管理費の削減 約5.1億円

職員厚生会補助金等の補助金の削減、愛の乳酸飲料配布事業の廃止等の各種事務事業の見直し 等

エ 投資的経費の削減 約8.3億円

道路新設改良事業、排水路整備事業等の見直し 等

また、第3次行政改革大綱においては、1係1事業以上の見直し等の30項目のうち20項目を達成(達成率93.3パーセント)し、八日市場市財政健全化プログラムにおいては、26億円の目標額のうちで約24.6億円を確保しました。

(2) 野栄町

行政改革大綱を昭和61年に、新行政改革大綱を平成8年8月（平成11年12月に改定）に策定し、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、定員管理の適正化等による効率的な行政運営に取り組んできました。

特に、平成11年12月の改定後の新行政改革大綱においては、平成11年に改定した野栄町定員適正化計画と連動して、退職者不補充による職員数の削減を進める等の人件費の削減、平成12年度の国民宿舎事業の運営の廃止による約0.3億円の削減等の事務事業の整理合理化、町単独補助事業の20パーセント削減による経費の削減等に取り組み、簡素で効率的な行政運営の実現のに向けて行政改革に取り組んできました。

3 匝瑳市の財政状況

匝瑳市の合併後初めての決算である平成17年度一般会計決算（平成17年4月1日～平成18年3月31日）は、次のとおりとなっています。

まず、歳入では、総額は対前年度比約3.9億円増の約148.3億円（対前年度比2.7パーセント増）となりました。このうち、主な自主財源である市税が約36.1億円（対前年度比0.8パーセント増）となりました。

その一方で、依存財源では地方交付税が約42.2億円（対前年度比0.9パーセント減）と対前年度比0.4億円の減、市債が約17.6億円（対前年度比17.3パーセント増）と対前年度比2.6億円の増となりました。また、財源不足を補うための繰入金が対前年度比約1.9億円増の約13.5億円（対前年度比16.5パーセント増）となりました。

次に、歳出では、総額は対前年度比約5.4億円増の約143.7億円（対前年度比3.9パーセント増）となりました。

歳出を性質別に見ると、まず、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は、約67.4億円（対前年度比0.6パーセント増）となりました。

そのうち、扶助費は、約14.8億円で対前年度比1.3パーセント増となりました。公債費は、八日市場ドーム建設事業やふれあいスポーツランド整備事業等の大規模事業債の償還の一部が平成16年度で終了したこともあり、約17.4億円（対前年度比6.1パーセント減）と対前年度比1.1億円の減となりました。

その一方で、人件費は総合事務組合負担金の増等により対前年度比約1.3億円（対前年度比3.9パーセント増）増の35.2億円となりました。

次に、投資的経費は、共興小学校校舎改築事業等の増額要因に対して八日市場駅南口広場整備事業等の減額要因により、約18.0億円（対前年度比2.8パーセント減）と対前年度比0.5億円の減となりました。

また、物件費は、電算システム統合事業等の新市移行事業の影響により、対前年度比約５．５億円（対前年度比３４．２パーセント増）の増の２１．７億円となりました。

平成１７年度の主な財政指標のうち経常収支比率及び実質単年度収支（注６）を見てみると、経常収支比率が９９．９パーセント（平成１６年度 八日市場市９６．９パーセント 野栄町９６．４パーセント）であり、実質単年度収支が約９．２億円（平成１６年度 八日市場市マイナス約４．３億円 野栄町マイナス約１．６億円）のマイナスとなっています。また、財政調整基金現在高約５．７億円（平成１６年度 八日市場市約６．７億円 野栄町約４．３億円）となりました。

これらの指標を見ると、匝瑳市においても、市税、普通交付税等の経常的な収入のほとんどが人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費等の経常的経費に充てられているため、臨時的な経費に充てる財源が不足し、その不足分を財政調整基金等の取り崩しによって補っている状況にあります。

今後も平成１７年度と同様の支出規模で推移した場合には、財政調整基金が同年度末で約５．７億円しか残されていないため、平成１８年度末には、財政調整基金が底を尽くこととなり、平成１９年度には歳入が不足し、行政運営が成り立たなくなり、近い将来において地方財政再建促進特別措置法に基づく準用財政再建団体（いわゆる「再建団体」のこと。）になることも想定されるなど危機的な状況に直面しています。

注６ 実質単年度収支： 当該年度に所属すべき収入と支出の実質的な差額を知る指標のこと。各年度の現金の収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除し、黒字要素（財政調整基金への積立額等）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩額）を差し引いた額のこと。

（参考１）

市町村においては、実質赤字額が標準財政規模の２０パーセント以上になると再建団体となります。匝瑳市の場合は、単年度収支が１７．９億円以上赤字になると該当します。

平成１８年度の匝瑳市の標準財政規模は、８９．４億円なので、
 $89.4 \text{ 億円} \times 20\% = 17.9 \text{ 億円}$ となります。

(参考 2) 平成 17 年度決算の比較

(県内市 (36 市) の決算カードを基に作成)

匝瑳市と近隣 6 市(銚子市、旭市、香取市、山武市、東金市、成田市)の平成 17 年度決算のうち、いくつかのものを比較すると、次のとおりです。

ア 市民 1 人当たりの地方債残高(一般家庭での「借金」に相当)

県内市順位	団体名	金額(円)
19位	香取市	287, 846
22位	東金市	303, 542
26位	匝瑳市	335, 735
27位	成田市	342, 379
29位	旭 市	360, 793
31位	山武市	378, 344
33位	銚子市	407, 708
1位	市川市	170, 487
36位	千葉市	751, 055
県内市平均		304, 168

「匝瑳市」の市民 1 人当たりの地方債残高は、八日市場ドーム建設事業等の大規模事業債の償還の一部が平成 16 年度で終了したこともあり、県内市平均よりも 1 割ほど高い状況にはありますが、近隣市との比較においては、その平均(345, 192 円)より少なくなっています。

イ 市民 1 人当たりの財調整基金額 (一般家庭での「貯金」に相当)

県内市順位	団体名	金額(円)
3位	山武市	65, 783
5位	成田市	48, 712
7位	東金市	42, 258
13位	香取市	20, 750
16位	旭 市	18, 237
21位	銚子市	13, 724
22位	匝瑳市	13, 571
1位	浦安市	98, 734
36位	茂原市	1, 129
県内市平均		24, 220

「匝瑳市」の市民 1 人当たりの財調整基金額は、近年の厳しい財政状況から基金の取り崩しを続けているため、県内 36 市中 22 位、近隣市との比較においては最下位という状況になっています。

ウ 財政力指数

県内市順位	団体名	財政力指数
2位	成田市	1. 381
26位	東金市	0. 675
29位	銚子市	0. 554
31位	香取市	0. 538
32位	山武市	0. 508
33位	匝瑳市	0. 491
34位	旭 市	0. 487
1位	浦安市	1. 650
36位	南房総市	0. 353
県内市平均		0. 850

千葉県内の団体は、東京に近いこともあり、財政力指数が1を超え又は1に近く、財源に余裕の多い団体が多い。そのような中で近隣市は、0. 5台以下の団体が多い。その中でも、匝瑳市は、0. 4台後半であり近隣市と比較しても財源が乏しい状況になっています。

エ 経常収支比率

県内市順位	団体名	経常収支比率(%)
1位	成田市	74. 9
14位	香取市	89. 9
16位	銚子市	90. 5
21位	東金市	92. 0
22位	山武市	93. 1
25位	旭 市	93. 6
36位	匝瑳市	99. 9
1位	成田市	74. 9
36位	匝瑳市	99. 9
県内市平均		90. 6

「匝瑳市」の経常収支比率は、99. 9%であり、これは、県内市では最下位となっています。

このことは、財政力指数が0. 4台後半であることと併せて、「匝瑳市」の財政は、他市と比較して財源が乏しい上、著しく硬直化し、極めて厳しい状況にあることを意味しています。

4 匝瑳市の財政推計

平成18年度から平成22年度までの5年間の匝瑳市の歳入歳出を推計した財政推計では、同期間で約5.9億円の財源不足が生じる結果となっています。

(単位：百万円)

区分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
歳入	市税	3,620	3,967	3,955	3,943	3,931
	地方譲与税・交付金	1,389	1,045	1,020	1,020	1,021
	地方交付税	4,468	3,995	3,941	3,836	3,850
	使用料及び手数料	145	144	143	142	141
	国・県支出金	1,290	1,255	1,248	1,241	1,134
	その他	1,769	1,135	673	609	606
	市債	865	943	1,268	1,703	2,555
	合 計	13,546	12,484	12,248	12,494	13,238
歳出	義務的経費	6,778	6,617	6,440	6,024	5,794
	人件費	3,458	3,254	3,110	2,957	2,804
	扶助費	1,554	1,569	1,569	1,569	1,569
	公債費	1,766	1,794	1,761	1,498	1,421
	その他の経費	5,169	5,003	4,987	4,971	4,955
	物件費	1,878	1,822	1,811	1,800	1,789
	補助費等	2,128	2,064	2,052	2,040	2,028
	繰出金	830	838	846	854	862
	その他	333	279	278	277	276
	投資的経費	1,138	803	1,195	1,653	2,550
	合 計	13,085	12,423	12,622	12,648	13,299

収支(歳入－歳出)	461	61	▲ 374	▲ 154	▲ 61
			3年間の合計 ▲589		

この推計は、平成18年度の制度、施策等を前提として、特段の節減努力や財源対策を講じなかった場合の収支の見込みです。

したがって、実際の財政運営とは異なります。

(参考)

○歳入

区分	推計条件
市税	平成18年度決算見込みに定率減税廃止及び税源移譲に伴う増額分を加えた額を基本に、平成19年度以降人口推計に基づき算出する。
地方譲与税・地方交付金	平成18年度決算見込みから所得譲与税等を除いた額を基本に、平成20年度以降同額で見込む。
地方交付税	
普通交付税	平成18年度交付決定額から行革インセンティブ分を除いた額を基本に、平成19年度から平成22年度までは合併補正を加算し、合併特例債の償還金の70%分を加算する。
特別交付税	平成18年度予算額からまちづくり支援分を除いた額を基本に、平成19年度はまちづくり支援分総額の30%、平成20年度は20%を加算する。
使用料及び手数料	平成18年度決算見込みを基本に、平成19年度以降人口推計に基づき算出する。
国・県支出金	平成18年度決算見込みを基本に、平成19年度以降人口推計に基づき算出する。
その他	繰越金は前年度剰余金の1/2を計上し、収支不足分を基金から繰り入れる。(ただし、平成20年度以降は基金がなくなるため、繰入金は見込まない。) その他の収入は、人口推計に基づき算出する。
市債	投資的経費の50%と臨時財政対策債と合併特例債を見込み算出する。

○歳出

区分	推計条件
人件費	平成18年度決算見込みを基本に、毎年退職者の半数を採用し、在職者については0.5%の定期昇給で算出。また、議員については、24名で算出。常勤特別職については、市長及び助役の2名分のみとする。
扶助費	平成18年度決算見込みを基本に、平成19年度以降同額を見込む。
公債費	平成17年度までの既発債にかかる償還費に臨時財政対策債は、20年償還(うち3年据置)利率2%で、合併特例債と通常債については、15年償還(うち2年据置)利率2%で算出し加算。
物件費	平成18年度決算見込みを基本に、平成19年度は枠配分の導入効果により3%の減を、平成20年度以降は人口推計に基づき算出する。
補助費等	平成18年度決算見込みを基本に、平成19年度は枠配分の導入効果により3%の減を、平成20年度以降は人口推計に基づき算出する。
繰出金	平成18年度決算見込みを基本に、毎年1%の増を見込む。
その他	平成18年度決算見込みを基本に、平成19年度以降人口推計に基づき算出する。
投資的経費	平成18年度決算見込みを基本に、通常の投資的経費に合併特例債対象事業を加算し算出する。

5 行政改革の目的

「2 合併前の行政改革に対する取り組み」で述べたように、両市町では、これまでも行政改革に取り組んできました。

しかし、行政改革大綱等の目標に掲げたレベルまで歳出削減効果を上げている旧八日市場市においても、それを上回る勢いで市税や地方交付税が減少をしたため、経常収支比率の改善等の大幅な財政の健全化には至っていませんでした。

財政の健全化が進んでいない要因は、歳入の減少ばかりではなく、「歳入に合わせて歳出を調整する機能」が必ずしも十分でなかったことも、その要因の1つです。「歳入に合わせて歳出を調整する機能」とは、言い換えれば、「入るを量りて出ずるを制す」という財政の基本原則のことです。

「入るを量りて出ずるを制す」は、市税や地方交付税等の歳入に見合った水準まで歳出総額を削減するということです。つまり、「あれも、これも」という形で総花的に事業を実施していくのではなく、「これは」という真に必要な市民サービスのための施策を厳選し、限られた財源を配分していくことです。

このことができて初めて持続可能な行政運営が可能となります。

また、地方分権や国の構造改革、規制緩和が進展する中で、例えば、P F I（注7）などの官民協働による事業方式や地方自治法の改正による指定管理者制度（注8）の創設など民間が行政サービスの担い手となることができる法的、制度的環境の整備が進んでいます。

そこで、匝瑳市では、行政と民間の役割を明確化した上で、市税等の歳入の確保に努め、徹底した歳出の削減に取り組むとともに、施策の執行方法として民間との協働（注9）を推進する等により危機的な財政状況を回避して、少子高齢対策等の新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換を図ることを目的とします。

なお、「行政と民間の役割の明確化」は、行政のみへの影響ではなく、市民や市政に関係する団体に対しても、行政のできないことは自らの手で実施していくこと、あるいは、行政と一緒に事業を行っていくことの自覚を促すこととなります。そこで、今後、匝瑳市では、そのための説明責任を果たせるように、職員の意識改革も図っていきます。

注7 P F I：公共部門が実施していた社会資本整備、公共サービスの運営を民間事業者の資金と経営ノウハウで実施していく手法。平成11年にP F I法が制定されました。

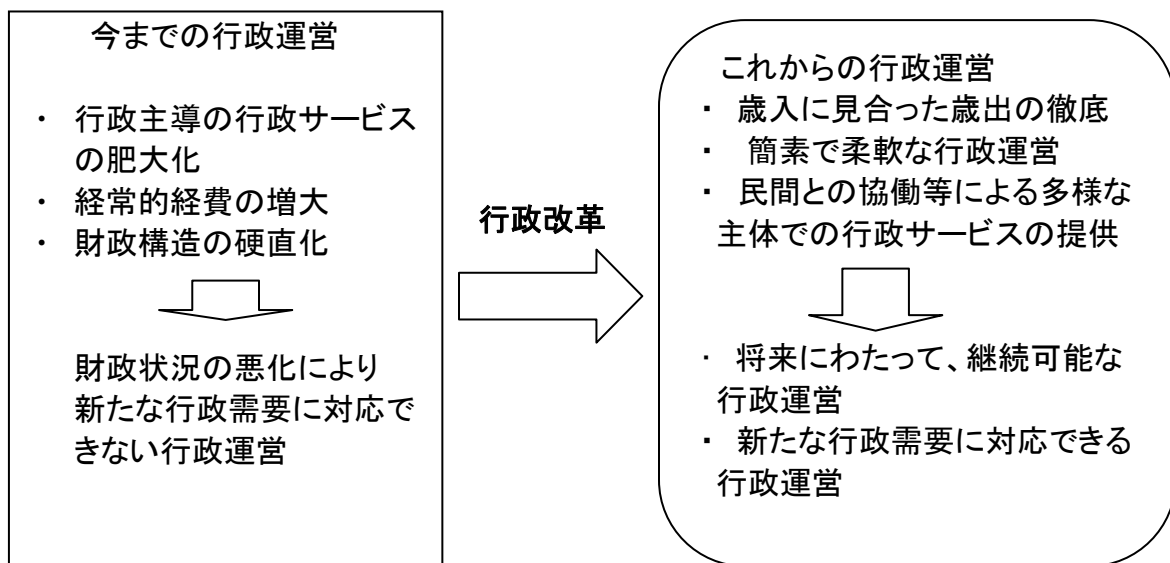
注8 指定管理者制度：公の施設の管理を条例に基づき株式会社などの団体に任せることが出来る制度のこと。平成15年度に地方自治法が改正され創設された。市民サービスの向上と経費削減を目的としています。

注9 民間との協働：市と民間（市民、市民活動団体、事業者等）がそれぞれの役割による自主的活動によりお互いに良きパートナーとして協力し合い、連携してまちづくりに取り組むこと。

行政改革の目的

少子高齢対策などの新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換

行政改革による行政運営の転換のイメージ図



6 国の動向

国においては、財政状況が厳しい中、「小さな政府」を志向し、国・地方を通じた行政改革を推進しています。

構造改革の柱の一つとして「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との観点から、行政全般にわたる構造改革を強力に推進するために、行政改革の指針として「今後の行政改革の方針」を平成16年12月24日に閣議決定し、更に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平

成 17 年 3 月 29 日 付け 総 行 整 第 11 号。以下「新地方行政改革指針」という。）」を 発 出 し て い ま す。

新地方行政改革指針は、すべての地方公共団体に「行政改革大綱」の見直しを 求 め る と と も に、こ れ に 基 づ く 具 体 的 な 取 り 組 み を 集 中 的 に 行 う た め、次 に 掲 げ る 事 項 を 中 心 に 平 成 17 年 度 か ら お お む ね 平 成 21 年 度 ま で の 5 年 間 の 具 体 的 な 取 組 を 住 民 に わ か り や す く 明 示 し た 計 画（以下「集中改革プラン」という。）を 平 成 17 年 度 中 に 公 表 す る こ と を 求 め て い ま す。

集中改革プランの項目

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
- ⑤ 第三セクターの見直し
- ⑥ 経費節減等の財政効果
- ⑦ その他

7 「匝瑳市行政改革大綱」等の位置づけ等

「新地方行政改革指針」への対応を図るとともに、合併後の市の体制の整備状況を見極めつつ適切に対応するために、行政改革の基本となる事項を定めた「匝瑳市行政改革大綱（以下「行政改革大綱」という。）」を市民等で構成される「匝瑳市行政改革推進委員会」の審議を経て、策定するものとします。

また、行政改革大綱の具体的なアクションプランである「匝瑳市行政改革大綱実施計画」（以下「実施計画」という。）を「集中改革プラン」として位置づけるものとします。

8 「匝瑳市行政改革大綱」の計画期間

行政改革大綱の計画期間は、「新地方行政改革指針」が全国の自治体の行政改革の成果を比較しやすいように取り組み期間（平成 17 年度からおおむね平成 21 年度まで）を定めているため、それとの整合性を図るうえから、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とします。

また、効果的で効率的な行政運営を図っていくためには、行政改革のスピードが重要な要素となることから、計画期間の前半3年間(平成18年度から平成20年度まで)を「集中実施期間」として、行政改革を集中的に実施するものとします。



9 行政改革大綱の策定・見直しの方法及び推進体制

行政改革大綱は、「匝瑳市行政改革推進委員会」の審議を経た後に、市長を本部長とする「匝瑳市行政改革推進本部」において、行政改革大綱を策定するものとします。(行政改革大綱の見直しの際も同様とします。)

また、行政改革の総合的かつ組織的な推進を図るため、全庁をあげて取り組むとともに、「匝瑳市行政改革推進本部」において進行管理を行い、定期的に「匝瑳市行政改革推進委員会」に報告をするものとします。

10 行政改革大綱の公表

行政改革大綱の策定又は見直しにあたっては、パブリック・コメント(注10)の実施等により、市民等の意見を反映するような仕組みを整えるものとします。

行政改革大綱の策定若しくは見直しの過程又は行政改革の進捗状況については、速やかにホームページ及び広報紙を通じて市民にわかりやすい形で公表するものとします。

注10 パブリック・コメント:施策などを決定するに当たり、その原案を広く一般に公開し、その結果得られた意見等を踏まえて意思決定する制度のこと。国では、平成17年度に行政手続法を改正し、法制度として設定しています。

1 1 数値目標等

(1) 総括的数値目標

行政改革の総括的目標を次のとおり設定します。

ア 経常収支比率の改善

平成22年度の経常収支比率を90パーセント以下とします。

参考

平成17年度 99.9%

イ 職員数の削減

平成23年4月1日現在の職員数を339人以下とします。（職員数には、病院事業会計に属する医療職等を除きます。）

51人の純減、純減率13.07パーセント

参考

平成18年4月1日現在の職員数 390人

(2) 実施計画の策定・公表

行政改革大綱の内容を計画的に実施していくために、実施計画を策定し、行政改革大綱の公表に準じて市民に公表するものとします。

実施計画の策定に当たっては、可能な限り数値目標を持って取り組むものとします。

Ⅱ 行政改革の推進事項

1 定員管理及び給与の適正化等並びに組織機構の見直し

行政改革を推進するに当たっては、補助金、扶助費等の削減、公共事業の見直し、使用料、手数料等の見直し等、市民に対して痛みの伴う厳しい改革を実施せざるを得ない状況にあることから、市においても、人件費の抑制、給与の適正化、組織機構の見直しを図る中において、次のとおり総人件費の削減を図ります。

(1) 定員管理の適正化に伴う人件費の抑制等

ア 定員管理

定員管理の適正化を計画的に推進するため、計画年次を平成18年度から平成22年度までの5年間とした、「匝瑳市定員適正化計画」を策定します。

同計画においては、各年度別の退職者数、採用予定者数を明記した上で各年度別の職員の削減計画を作成します。

なお、平成18年4月1日における総職員数390人（病院事業会計に属する医療職等の職員139人を除く。）を同計画期間中に51人削減し、平成23年4月1日に339人とするにより総人件費を抑制します。職員の早期退職等により、計画年次よりも早期に51人削減が達成された場合は、同計画を見直し、更なる定員の適正化を図ります。

[大綱の計画期間中の削減目標額 925百万円]

定員適正化計画による職員数

職 種	平成23年4月1日 における職員数 (人) A	平成18年4月1日 における職員数 (人) B	削減数 (人) C A-B
一般行政職	263(うち2人は、 社会福祉士等の 福祉関係の職員)	294(うち2人は、 社会福祉士等の 福祉関係の職員)	▲31
技能労務職	20	38	▲18
保育士	24	26	▲ 2
医療技師職	5	5	0
保健師・助産師・看護 師	15	14	1
幼稚園教諭	12	13	▲ 1
計	339	390	▲51 (▲13. 07%)

参 考

国の新地方行政改革指針は、各団体の「集中改革プラン」において、平成22年4月1日における職員数の数値目標を要請しています。

匝瑳市の同日における数値目標、平成17年4月1日における職員数及び削減率は、次のとおりです。()内は、一般行政職職員のみの場合を示しています。

平成22年4月1日における職員数(A)	484人 (266人)
平成17年4月1日における職員数(B)	550人 (306人)(旧八日市場市・旧野栄町の合計)
削減数 (A)－(B)	▲66人 (▲40人)
削減率 $\frac{((A)-(B)) \times 100}{(B)}$	▲12.0%(▲13.07%)

イ 臨時職員・任期付職員等の活用

真に必要とされる行政需要に対しては、原則として職員の配置転換により、対処します。

しかし、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務については、業務量の増加が職員数の増加に繋がらないようにするため、匝瑳市任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正により、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく「任期付職員制度」を活用します。

なお、臨時職員及び非常勤職員については、「任期付職員制度」の活用を図る観点から、その運用を見直し、位置づけを明確化します。

(2) 給与の適正化等

社会情勢の変化や国・県・他市との均衡に留意しながら、引き続き職員の給与の適正化に努めるとともに、職員手当や福利厚生制度のあり方について見直しを行います。

ア 常勤特別職職員等の人件費の抑制

常勤特別職職員及び教育長（以下「常勤特別職職員等」という。）の給料月額及び期末手当は、平成18年度は、給料月額の5パーセント及び期末手当の10パーセントを減額し、支給しています。

平成１９年度から平成２２年度までは、更に給料月額の５パーセント削減を加え、給料月額の１０パーセント及び期末手当の１０パーセントを減額します。

これらの減額措置及び地方自治法の改正による常勤特別職である収入役の廃止等により、常勤特別職職員等の人件費の抑制をします。

[大綱の計画期間中の削減目標額 ６８百万円]

イ 一般行政職職員の人件費の抑制

一般行政職職員の給料月額は、国家公務員との比較であるラスパイレス指数（注１１）で見た場合、平成１７年度９９．３（注１２）、平成１８年度９９．４となっています。このように、給料月額は、おおむね国と均衡していることから、今後も、国、県等との均衡に留意しつつ、その適正化に努めるものとします。

また、一般行政職職員の手当については、次に掲げる見直しに取り組むものとします。

（なお、医療職職員の人件費の抑制措置については、医療職職員のほとんどが匝瑳市の地方公営企業である国保匝瑳市民病院に勤務していることから「地方公営企業の経営健全化」において規定します。

また、一般行政職及び医療職職員以外の職員については、一般行政職職員と同様の措置を取ります。）

注１１ ラスパイレス指数： 毎年度４月１日現在における学歴別・経験年数別の平均給料月額を国と地方で比較したもの。国を１００とし、１００よりも数値が低いほど地方の給料月額が国を下回っていることを表します。

注１２ 平成１７年度９９．３： 平成１７年４月１日現在の旧八日市場市・旧野栄町の職員の給料月額を１つの団体であったものとして再計算し、国と比較した数値です。

参 考

平成１７年度の旧八日市場市・旧野栄町の個別のラスパイレス指数は、旧八日市場市９９．３、旧野栄町 ９７．３です。

（ア） 管理職手当の見直し

管理職手当については、総人件費の抑制の一環として平成１９年４月から１０パーセントを削減します。

[大綱の計画期間中の削減目標額 １３百万円]

(イ) 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当の支給対象の勤務が、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務かどうかを見極め、見直しを図ります。

その上で、勤務形態の変化等により勤務の特殊性が薄れたものについては、当該手当の廃止又は支給対象者、対象勤務、金額の見直しを図ります。

なお、平成17年度の一般行政職職員にかかる特殊勤務手当の支給額は、約270万円となっています。

[大綱の計画期間中の削減目標額 9百万円]

(ウ) 時間外勤務手当の削減

人件費の抑制と職員の健康保持、公務能率の確保を図るため、ノー残業デイの設定、所属長による事前命令及び実施内容の確認の徹底、各課による時間外勤務削減計画の実施等により、勤務時間内での業務の一層の効率化を図り、時間外勤務の抑制に努めます。

また、職員の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までです。しかし、公の施設のうち、ふれあいパーク八日市場、八日市場ドーム等は、多様化する市民ニーズに対応し、市民サービスの向上を図るため、施設の開館時間が職員の勤務時間よりも長くなっています。

その対応として、ふれあいパーク八日市場、八日市場ドームに勤務している職員に対しては、いわゆる「ずれ勤務制」を導入し、市民サービスの向上を図るとともに時間外勤務及び時間外勤務手当を抑制しています。

今後においては、市民団体に関する業務担当課、公民館、図書館等、業務の内容から通常の勤務時間外に業務を実施することが効率的な部署についても、「ずれ勤務制」の導入を検討し、市民サービスの向上や時間外勤務及び時間外勤務手当の削減を図ります。

[大綱の計画期間中の削減目標（この目標は、国保匝瑳市民病院に勤務する職員（医師を除く。）を含みます。）]

時間外勤務時間数 平成22年度の総時間数を平成17年度の総時間数（33,575時間）に対して20パーセント減の26,860時間以内とする。

時間外勤務手当支給額 平成22年度の時間外勤務手当の支給額を平成17年度の総支給額（72百万円）に対して20パーセント減の58百万円以内とする。

(エ) 役職加算制度の見直し

期末勤勉手当の基礎額に算入される役職加算の率の10パーセントを削減します。

[大綱の計画期間中の削減目標額 17百万円]

ウ 厚生会事業の見直し

厚生会については、地方公務員法に基づき、職員の福利厚生事業を実施してきました。

職員の掛金と公費負担により、厚生会は運営されています。そこで、職員の福利厚生に関する市民の一層の理解を得られるよう厚生会事業を見直し、個々の事業の廃止及び縮小の実施を図るとともに、掛金と公費負担の割合の見直しを行います。

[大綱の計画期間中の削減目標額 12百万円]

エ 各種委員等の定数の削減及び報酬等の見直し

各種委員会の委員等（附属機関の委員等で非常勤特別職の者等）の定数や報酬等について、当該委員会の存在意義を含め、見直しを行います。

[大綱の計画期間中の削減目標額 34百万円]

オ 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の状況の公表については、旧八日市場市・旧野栄町においても広報紙において年1回公表していました。

匠瑤市においても、平成16年の地方公務員法の改正により、地方公共団体に人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課された趣旨を踏まえ、職種ごとに定員・給与等の状況を公表します。

その際には、他団体との比較や全国的な指標を示すようにするなど、市民が理解しやすいような工夫を講じるとともに、従来の広報紙のほか、ホームページを通じて公表します。

公表事項

- (ア) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (イ) 職員の給与の状況
- (ウ) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (エ) 職員の分限及び懲戒処分状況
- (オ) 職員の服務状況
- (カ) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (キ) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (ク) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (ケ) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (コ) その他市長が必要と認める事項

カ 人材育成の推進

職員の政策形成能力、法務能力等の業務遂行能力を高め、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題となります。

平成16年の地方公務員法の改正により、「研修に関する基本的な方針」を定めることについて法律上の責務とされたことを踏まえ、平成18年度に「匝瑳市人材育成計画」を策定し、総合的な人材育成に努めます。

また、同計画においては、職員のやる気を促す仕組みの構築、能力や適性に応じた人員配置その他の職員の能力を向上させ、その能力を活かす仕組みを構築します。

主な取り組み事項

- (ア) 経歴管理制度、複線型人事管理等の導入の検討
- (イ) 自己申告制度の拡充
- (ウ) 庁内公募制の導入の検討
- (エ) 女性職員の登用
- (オ) 人事異動の基本的な考え方の公表
- (カ) 研修の多様化

(3) 組織機構の見直し

職員数の削減による市民サービスの低下を防ぎ、市民ニーズに対応できる柔軟な組織機構の構築に努めます。

組織のフラット化（班体制）の効果を十分に発揮できるようにその組織運用の理念を職員に周知徹底するとともに、その効果を検証し、職員数の削減等の要因を考慮して今後の方向性を決定します。

また、合併時の組織機構を行政需要の変化に対応したより効率的な組織機構にするため、平成18年度から検討を行います。特に、旧野栄町の区域における市民の利便性を考慮した上で、市全体としての効率的な組織機構の構築を図るため、野栄総合支所等の位置づけや、野栄総合支所等の室の統合・廃止等の組織機構の見直しを行います。

主な取り組み事項

- (ア) 行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し
- (イ) 班体制の見直し
- (ウ) 野栄総合支所等の位置づけや野栄総合支所等の室の統合・廃止等の見直し

2 事務事業の見直し等

社会情勢の変化に伴い多様化複雑化する行政需要に対して限られた行政資源で対応していくために、匝瑳市のすべての事務事業について、国、県、市、民間等の役割を踏まえ、市が引き続き事業主体となるべきかどうかの見直しを行います。

また、評価制度の導入や評価による事務事業の見直し等業務プロセスの改善等に取り組みます。

(1) 事務事業の見直し等

ア 事務事業の見直し

事務事業の必要性及び実施主体の在り方について、事務事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた見直しを行うものとします。

その結果を踏まえて、所期の目的を達成した事務事業や市民サービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（以下「公共サービス」という。）として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、事務事業の廃止、縮小等を見直しを図るものとします。

[大綱の計画期間中の削減目標額 360百万円]

主な取り組み事項

- (ア) すべての事務事業の必要性及び実施主体の見直し
- (イ) 事務事業の廃止、縮小等の見直し

イ 行政評価システムの導入等

市民本位の良質な公共サービスを提供するため、行政の執行体制である政策、施策、事務事業のそれぞれについて、予算に対する業績、成果を一定の基準・指標を用いて客観的に評価し、公表する「行政評価システム」を平成20年度から導入します。

行政評価の実施や評価結果に対する取り組みについては、全庁的に取り組むものとします。

また、当該評価に当たっては、職員による行政内部の自己評価ばかりではなく、税金で行われる行政は「市民のため」にあるという観点から、「市民の視点」から行政評価を行うため、市民、学識経験者等で構成する「匝瑳市行政評価委員会（仮称）」を設置します。

ウ 行政マネジメントシステムの構築

政策、施策、事務事業の見直しは、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）に基づき、行政の役割、公正性の確保、行政の効率性等に留意し、実施します。

また、行政評価を単に評価をしたという自己満足に終わらせることなく、評価結果を更なる計画や予算に反映していく必要があります。

そのため、平成21年度から計画策定・予算編成・行政評価の連携を図り、PDCAサイクルによる行政マネジメントシステムを構築し、行政評価による経費削減及び効率化を図ります。

（２） 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

[大綱の計画期間中の削減目標額 82百万円]

ア 民間委託等の推進

行政サービスの提供主体について、行政と民間の役割を見直し、「民間にできることは民間に」との考え方に立ち、匝瑳市全体として行政サービスの質及び量を確保し、簡素で効率的な行政運営を実現するために、民間委託、指定管理者制度、PFI等の民間活力の効果的な導入を推進します。

また、「民間にできることは民間に」との考え方は、民間ができるからといって、本来、行政がすべきものまで、すべて民間に委託するというものではありません。

行政と民間の役割を見直す中において、本来、行政がすべき対象を選別し、その対象に対して集中的に行政資源を配分するものとします。

民間委託等を計画的に実施するため、民間委託等の実施時期等を示した「民間委託等指針（仮称）」を策定するとともに、委託した事務事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価及び管理を行うことができるような措置を講じるよう努めます。

なお、民間委託等の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じます。

主な取り組み事項

(ア) 「民間委託等指針（仮称）」の策定

(イ) 八日市場学校給食センターと野栄学校給食センターの統合時における民間委託、P F I 等の民間活力の導入の検討

イ 公共サービスに関する官民競争入札等の導入の検討

公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを趣旨とした「競争の導入に公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」が、平成18年7月7日から施行しています。

同法は、公共サービスの質・価格の両面で最も優れた公共サービスの担い手を選定するために、官民競争入札・民間競争入札の手続、地方公共団体の業務関連としては、戸籍謄本等の交付の請求の受付等の「窓口6業務（注13）」について、民間業者への委託が可能となるように特例措置等が規定されています。

匝瑳市においては、前述した「民間委託等の推進」の一環として、まず、「窓口6業務」について官民競争入札・民間競争入札を導入し、その実績等を検討するものとします。次に、官民競争入札・民間競争入札の対象となる公共サービスを順次拡大するものとします。

また、「窓口6業務」への官民競争入札・民間競争入札の導入に当たっては、本庁舎、総合支所等のすべての窓口業務で実施する方法だけでなく、総合支所等の一部の出先で実施し、「職員」が行う窓口と「民」が行う窓口を並存させ、実績を比較しつつ、その上でその後の範囲の拡大を検討する方法等の様々な方法を検討し、匝瑳市の実態にあったものを導入します。

匝瑳市においては、官民競争入札・民間競争入札を実施する過程における「透明性」、「中立性」及び「公正性」を確保するため、同法第47条に基づき条例による市の附属機関として「官民競争入札等監理委員会（仮称）」を設置します。

[大綱の計画期間中の削減目標額 10百万円]

注13 窓口6業務： 公共サービス改革法第34条の規定により、官民競争入札・民間競争入札の対象とすることのできる窓口業務のこと。具体的には、次に掲げる書面の交付の請求及び引渡しです。

- ① 戸籍法に基づく戸籍謄本等
- ② 地方税法に基づく納税証明書
- ③ 外人登録法に基づく登録原票の写し等
- ④ 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等
- ⑤ 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し
- ⑥ 印鑑登録証明書

ウ 指定管理者制度の活用

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を生かしつつ、市民サービスの向上を図るとともに、管理経費を削減することを目的とするものです。

したがって、市民サービスの向上を図るとともに、経費を削減することは、行政改革の目的にも合致するものであるため、平成１８年度から指定管理者制度を導入しています。

また、現在、直営で管理しているすべての施設について、今年度中に同制度の導入の是非を検討し、導入の効果が期待できない施設等を除き、平成２０年度までに同制度を導入します。

なお、指定管理者制度は施設の維持修繕は行政が行い、運営を民間が行う方式です。しかし、公の施設によっては、施設そのものを民間に移管して、維持修繕及び運営のすべてを民間が行う民営化により施設の機能を十分に発揮できるものもあります。

そこで、民営化の可能なものについてはその可能性を検討し、推進するものとします。

[指定管理者制度の活用に伴う大綱の計画期間中の削減目標額３５百万円]

平成18年9月から指定管理者制度を導入した施設(11施設)

施設名	指定管理者名
匝瑳市養護老人ホーム瑞穂園	社会福祉法人九十九里ホーム
匝瑳市心身障害者福祉作業所ほほえみ園	匝瑳市手をつなぐ育成会
匝瑳市豊栄コミュニティセンター	匝瑳市豊栄地区区長会
匝瑳市須賀コミュニティセンター	匝瑳市須賀地区区長会
匝瑳市匝瑳コミュニティセンター	匝瑳市匝瑳地区区長会
匝瑳市豊和コミュニティセンター	匝瑳市豊和地区区長会
匝瑳市吉田コミュニティセンター	匝瑳市吉田地区区長会
匝瑳市飯高コミュニティセンター	匝瑳市飯高地区区長会
匝瑳市共興コミュニティセンター	匝瑳市共興地区区長会
匝瑳市平和コミュニティセンター	匝瑳市平和地区区長会
匝瑳市椿海コミュニティセンター	匝瑳市椿海地区区長会

平成18年度中に管理の方法のあり方を検討する施設(54施設)

施設名	備考
匝瑳市八日市場公民館	
匝瑳市八日市場図書館	
八日市場ドーム	
匝瑳市ふれあいスポーツランド	
匝瑳市営グラウンド	
匝瑳市野手浜総合グラウンド	
児童クラブ 2箇所	八日市場児童クラブ、豊栄児童クラブ(他の児童クラブについては、児童クラブとして施設を有していないので、指定管理者制度の対象外である。)
匝瑳市野栄福祉センター	
匝瑳市民ふれあいセンター	
匝瑳市立保育所 5箇所	八日市場保育所、豊栄保育所、豊和保育所、吉田保育所、飯高保育所
匝瑳市立児童遊園 13箇所	砂原児童遊園、いいぐら団地児童遊園、豊栄児童遊園、時曾根児童遊園、かぶざと児童遊園、吉田児童遊園、大堀児童遊園、飯高児童遊園、かしこね児童遊園、平和児童遊園、すみれ団地児童遊園、つばき団地児童遊園、今泉浜児童遊園
国保匝瑳市民病院	匝瑳市介護老人保健施設そうさぬくもりの郷及び国保匝瑳市民病院附属野栄診療所を含む。
匝瑳市農村公園 2箇所	飯塚沼農村公園、野手弁天池農村公園
匝瑳市野栄農村環境改善センター	
ふれあいパーク八日市場	
匝瑳市八日市場勤労青少年ホーム	
匝瑳市吉崎浜野外活動施設	
匝瑳市飯倉駅市民多目的ホール	
匝瑳市立都市公園 12箇所	若潮公園、天神山下公園、椿海公園、みどり平東公園、みどり平中公園、みどり平西公園、山桑公園、平和東公園、小舟内公園、平台公園、鈴歌公園、天神山公園
匝瑳市野栄ふれあい公園	
市営住宅 5箇所	つばき団地、すみれ団地、いいぐら団地、丸の内団地、高松団地

(3) 第三セクター等の見直し

ア 第三セクター等の経営状況の公表等

(ア) 第三セクターの経営状況の公表等

旧八日市場市においては、都市と農村交流事業の一層の発展を図るため、平成17年12月に「ふれあいパーク八日市場有限会社」を設立しました。

「ふれあいパーク八日市場有限会社」の決算及び事業の概要については、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市議会に報告を行います。

さらなる経営の透明性を図るため、事業内容、経営状況、公的支援等の経営状況については、広報紙及びホームページで公表する等市民に分かりやすい情報公開に努めます。

また、第三セクターは、市とは別の法人格を有していますが、市民の税金により設立されたものであるため、その有する情報については、個人情報、経営ノウハウに関する情報等を除き、市民に対する説明責任があります。「ふれあいパーク八日市場有限会社」の保有する情報の開示については、匝瑳市の情報公開制度に準じた情報公開制度の導入に努めます。

(イ) 匝瑳市土地開発公社の経営状況の公表等

匝瑳市土地開発公社も「ふれあいパーク八日市場有限会社」と同様に決算及び事業の概要について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市議会に報告を行い、事業内容、経営状況等の経営状況は、広報紙及びホームページで公表する等市民に分かりやすい情報公開に努めます。

また、匝瑳市土地開発公社の保有する情報の開示についても、匝瑳市の情報公開制度に準じた情報公開制度の導入に努めます。

イ 地方公営企業の経営健全化

匝瑳市の地方公営企業である病院事業は、平成１８年度においては、標榜診療科１４科目のうち、医師不足による影響から耳鼻咽喉科及び眼科を縮小するとともに、産婦人科及び小児科を休止しています。

平成１７年度の利用状況を見ると、１日平均患者数は入院１１２．３人、外来３８２．５人であり、病床利用率は７１．５パーセントであり、その経営状況を見ると約０．８億円の利益を計上していますが、一般会計から約２．３億円の基準外の繰り入れを行っています。

また、平成２０年度からの医療費適正化を柱とする医療制度改革等により、病院事業の経営環境は、今後、ますます厳しいものとなることが想定されます。

そこで、病院事業においても、行政改革の一環として次の事項に留意し、経営の総点検を行い、経営健全化に積極的に取り組むものとします。

(ア) 東総地域医療連携協議会の協議結果の病院経営への反映

銚子市、旭市、匝瑳市及び東庄町を構成団体とする東総地域医療連携協議会において、銚子市立総合病院、総合病院国保旭中央病院、国保匝瑳市民病院及び東庄町国民健康保険東庄病院の４自治体病院の連携体制の構築等についての協議が進んでいます。

４自治体病院の連携は、匝瑳市の病院事業にとって、効率的な病院運営、医師確保等の医療資源の活用等のメリットがあるため、同協議会の協議結果を推進し、病院経営に反映させるものとします。

(イ) 東総地域医療連携協議会の協議結果が実現するまでの間の取り組み

今後の病院経営は、東総地域医療連携協議会の協議結果の実現に向けて進めるものとします。また、同協議会の協議結果の実現までには、４自治体病院の機能分担等の様々な課題を解決するための期間が必要となります。

しかし、その間においても、経営の効率化を図っていかなくてはなりません。

そこで、同協議会の協議結果が実現するまでは、次の事項に取り組むものとします。

a 国保八日市場市民総合病院あり方検討委員会の提言の実施

旧八日市場市においては、国保八日市場市民総合病院の経営上の課題と対策等について、平成17年3月に「国保八日市場市民総合病院あり方検討委員会」から提言を受けています。その提言内容については、平成17年度、平成18年度において、給食業務の民間委託等実施してきました。

今後も、病院経営の効率化に向けて、委託業務の見直し、地方公営企業法の全部適用（注14）の導入検討等の同提言の更なる実現を図っていきます。

[大綱の計画期間中の削減目標額 64百万円]

注14 地方公営企業法の全部適用： 病院事業は、地方公営企業法の一部(財務部分のみ)が適用されます。しかし、条例に定めることにより、地方公営企業法の全部を適用することができます。法の全部を適用することにより、病院事業の最高経営責任者である「管理者」を設置することができます。「管理者」の設置により、組織や職員の人事、勤務条件等の経営に関わる権限と責任の明確化を図ることができ、病院事業のより効率的な経営改善に取り組むことができるメリットがあります。

b 基準外繰入金の抑制

一般会計から病院会計への基準外繰り入れについては、平成16年度約2.6億円、平成17年度約2.3億円の基準外の繰り入れを行っています。

前述したように市の財政状況は非常に厳しいことから、毎年度2億円を超える基準外の繰り入れを一般会計から行うことは困難な状況にあります。

そこで、一般会計から病院会計への基準外繰り入れについては、極力抑えるものとします。

c 医療職職員の人件費の抑制

医療職職員の給料月額については、他の自治体病院の職員と同様に有資格者の確保の観点を考慮した設定となっています。

しかし、医師を除く医療職職員の給料月額については、病院経営の効率化に向けて、国等との均衡に留意しながら、その適正化に努めるものとします。

また、病院事業に係る医療職職員（医師を除く。）の手当についても、人件費を抑制するため、次に掲げる見直しに取り組むものとします。

- (a) 病院事業に係る管理職手当（医師にかかる分を除く。以下同じ。）の見直し

管理職手当については、一般行政職職員と同様に平成１９年４月から１０パーセントを削減します。

[大綱の計画期間中の削減目標額 2 百万円]

- (b) 病院事業に係る特殊勤務手当（医師にかかる分を除く。以下同じ。）の見直し

病院事業に係る医療職職員の特殊勤務手当は、平成１７年度において約２７百万円を支給しています。

一般行政職職員と同様に、病院事業に係る医療職の特殊勤務手当の対象勤務についても著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務かどうか見極めを図り、支給抑制の措置をとるとともに、勤務形態の変化等により勤務の特殊性が薄れたものについては、当該手当の廃止又は支給対象者、対象勤務、金額の見直しを図ります。

[大綱の計画期間中の削減目標額 9 0 百万円]

- (c) 時間外勤務手当の削減

病院事業にかかる人件費の抑制と職員の健康保持、公務能率の確保を図るため、同事業の一般行政職職員については、他の一般行政職職員と同様の時間外勤務の抑制措置を講じるほか、医療職職員（医師を除く。）についても、時間外勤務の抑制に努めます。

- (d) 役職加算制度の見直し（医師にかかる分を除く。）

期末勤勉手当の基礎額に算入される役職加算の率の１０パーセントを削減します。

[大綱の計画期間中の削減目標額 2 百万円]

(4) 財政の健全化

ア 「財政健全化計画（仮称）」の策定

厳しい財政状況の下、財政運営の健全化を図るためには、自らの財政状況を分析した上で、歳出全般の効率化と予算配分の重点化(重要施策への柔軟な対応等)を図ることが必要です。

そのため、行政改革大綱の趣旨を踏まえた「財政健全化計画（仮称）」を平成19年度に策定し、推進していくものとします。

同計画においては、平成22年度の経常収支比率を90パーセント以下とし、平成17年度と比較して約10パーセント以上の改善等を行い、財政構造の弾力性を確保し、財政構造の改善に取り組むものとします。

イ 市税等の確保等

市税の確実な徴収に努めるとともに、市民負担の公平性の確保の観点から、滞納額の削減に努めるものとします。

同様に、使用料、保育料、給食費等についても各課の連携の強化等により、確実な収納に努め、滞納額の削減に努めるものとします。

また、経費の削減には、自ずと限界があることから、安定した行政運営を行うため、未利用市有地の売却や受益者負担の原則を徹底し、手数料・使用料の見直し、負担の適正化を積極的に行う等、自主財源の確保に努めるものとします。

[自主財源の確保に関する大綱の計画期間中の目標額 55百万円]

主な取り組み事項

- (ア) 市税等の確実な徴収、滞納額の削減等
- (イ) 未利用市有地の適正価格による売却処分
- (ウ) 使用料・手数料の改定
- (エ) 使用料の減免基準の見直し
- (オ) ホームページ等の広告利用

ウ 補助金等の整理合理化

補助金等(特に、団体運営補助金)については、行政の役割分担の明確化、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進する必要があります。

そのため、終期の設定、補助金額の削減などの見直しを市民等に対する説明責任を果たしながら計画的に取り組むものとします。

エ 予算編成手法の見直し

匠瑤市の財政が危機的状況にあるため、平成19年度当初予算編成から予算編成の手法を従来の財政課による一律の査定方式から、事業担当課が自らの権限と責任で予算を編成する枠配分方式(注15)に変更し、より効率的かつ効果的な行政運営を図ります。

また、サマーレビュー(注16)の実施の検討を行い、予算編成の手法を工夫していくものとします。

注15 枠配分方式： 枠配分方式とは、事業部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求が行われれば、原則として財政部門による個別事務事業の査定は行わない予算編成手法のことです。

枠配分方式は、次のメリットがあります。

- ① スクラップアンドビルドの促進が図られること。
- ② 事業部門の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営が図られること。
- ③ 自主性・自立性の確保とコスト意識の向上が図られること。

また、千葉県内でも平成18年度予算の編成に当たって、56市町村中24市町村で採用されています。

注16 サマーレビュー： 予算編成に向けて、夏に事業の見直し検討や予算の洗い直しを行うこと。

オ 公会計の整備

公会計に、原則として国の基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方を導入し、公会計の整備を推進します。

また、平成22年度末までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の整備又は作成に必要な情報の開示を行います。

カ 市民への財政状況の情報提供

市民への財政状況に係る説明責任を向上させるためには、市民が市の財政状況を総合的に把握できるような情報を、可能な限りわかりやすい方法で提供することが大切となります。

そのため、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシート等も含め、積極的な公表を行うものとします。

また、公表方法については、広報紙ばかりでなく、ホームページ上においても公開していきます。

(5) 市民参加による開かれた行政の推進

ア 公正の確保と透明性の向上

公正で開かれた市政と市民の市政への参加を促進するため、情報提供に努めるものとします。

また、行政手続の透明性の向上を図り、市民の意思が市政に反映されるようにパブリック・コメント手続制度を導入します。

イ 電子自治体の推進

電子自治体の推進に当たっては、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、情報通信技術を活用したサービスの品質及び生産性の向上並びに提供方法の多様化を図ることが必要となります。

そこで、業務を単に電子化するだけではなく、業務のあり方を見直し、行政組織の機能の再構築を視野に入れながら低廉なコストで高い水準の運用を実現するように取り組むものとします。

なお、電子自治体の構築を計画的に推進するため、全庁的な組織として「情報化推進委員会（仮称）」を設置します。

また、国では、地方自治体における申請等のオンライン利用の促進に向け、平成18年7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を定めています。

同指針においては、役所に市民が足を運ばなくても完結できる手続のうち、図書館の図書貸出予約、入札等の21種類を「オンライン利用促進対象手続」（注17）として位置づけています。当該手続については、「2

〇 10 年度までにオンライン利用率 50 パーセント以上を達成する」とする I T 新改革戦略の目標達成に向けて積極的にオンライン化やその利用推進に取り組むものとしています。

「オンライン利用促進対象手続」については、旧八日市場市において平成 15 年度から図書館の図書貸出予約をオンライン化し、平成 17 年度に、2,667 冊（予約全体の約 35.8 パーセント）の利用がある等すでに取り組んでいるものもあります。

今後も、同指針を参考として電子申請の導入検討、「オンライン利用促進対象手続」のオンライン化及び利用促進に努めます。

注 17 オンライン利用促進対象手続： 「電子自治体オンライン利用促進指針」においては次の手続を「オンライン利用促進対象手続」として定めています。

主に住民向け 10 手続・・・①図書館の図書貸出予約等、②文化・スポーツ施設等の利用予約、③粗大ごみ収集申込、④水道使用開始届等、⑤研修・講習・各種イベント等の申込、⑥浄化槽使用開始報告等、⑦自動車税住所変更届、⑧職員採用試験申込、⑨犬の登録申請・死亡届、⑩公文書開示請求

主に事業者向け 11 手続・・・①地方税申告手続、②入札参加資格審査資格等、③道路占用許可申請等、④入札、⑤産業廃棄物の処理、運搬の実績報告、⑥感染症調査報告、⑦港湾関係手続、⑧食品営業関係の届出、⑨特定化学物質取扱量届出、⑩後援名義の申請、⑪暴力団員による不当な行為の防止等に関する責任者の選任届

主な取り組み事項

- (ア) 「情報化推進委員会（仮称）」の設置
- (イ) 電子自治体の構築に係る総合的な「情報化推進計画（仮称）」の策定
- (ウ) 「オンライン利用促進対象手続」のオンライン化、利用促進
- (エ) 「オンライン利用促進対象手続」以外の手続のオンライン化、利用促進等
- (オ) 庁内イントラシステムの拡充による職員の情報共有の推進

ウ 地域協働の推進

厳しい財政状況の下、従来の行政を主体とした公共サービスの提供には、行政資源が有限であるため当然に限界があります。

また、構造改革の進展により、公の施設の指定管理者制度等の行政以外のボランティア団体、NPO、民間事業者等（以下この項において「民間」という。）が公共サービスの提供主体となることのできる法的な環境整備が進んでいます。

そこで、行政と民間の役割を見直し、「民間にできることは民間に」との考え方に立ち、民間と協働を推進していくものとします。

従前の業務委託等と協働の違いは、協働は、匝瑳市と民間との間で協働に対する目的を共有していることにあります。

目的を共有した上で、民間との事業の共同実施、民間への委託、民間への補助、民間との共催、匝瑳市の施設設備の提供等の様々な手法により協働を進めていきます。

主な取り組み事項

- (ア) 地域協働担当部門の決定及び地域協働担当部門による総合的な地域協働の推進
- (イ) 地域協働を実践するため、職員の意識改革
- (ウ) 民間との事業の共同実施、民間への委託、民間への補助、民間との共催、匝瑳市の施設設備の提供等の様々な手法による協働の推進

エ 公共工事の入札・契約にかかる情報公開の推進

公共工事の入札・契約に対する市民の信頼を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定・平成18年5月23日一部改正）により、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に取り組むものとします。

(6) 市議会の自主的な取り組み

市議会は、地方分権の進展に伴い、その果たすべき役割が増大しています。

そこで、市議会においても本行政改革大綱の趣旨にのっとり、その効率化に向けて自主的な取り組みを行うよう要請していくものとします。

Ⅲ 実施計画

実施計画(特に、「事務事業の見直し」)は、毎年度の進捗状況等にあわせ、定期的に行政改革の項目の追加等を見直しを図るものとします。

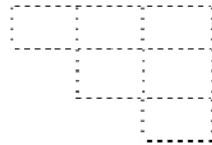
行政改革の推進項目の削減目標額・目標額の算出方法

平成18年度予算をベースとして、平成18年度以後に行政改革による経費削減又は収入増加を実施しなかった場合との比較により削減目標額（歳入の場合は目標額）を算定しています。

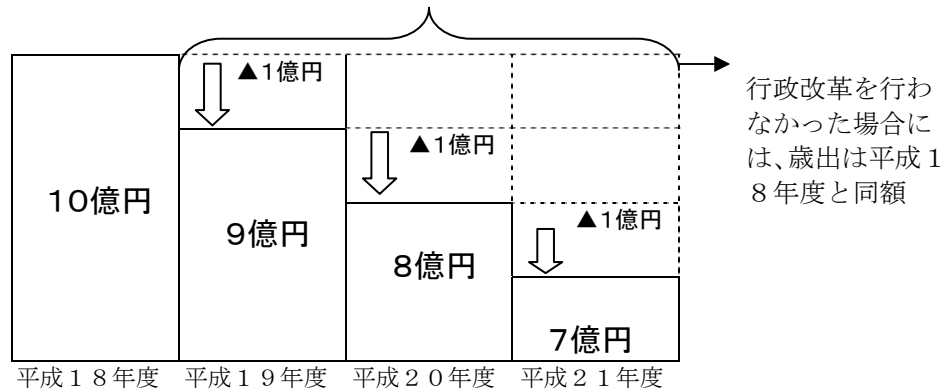
例

毎年度、歳出を通減（歳入の場合は、通増）する場合は、前年度の効果が翌年度以後も累積していくため、単年度ごとの削減額（歳入の場合は、増加額）は増加していきます。

（図の の部分）



下図の場合の削減額 毎年1億円ずつ削減→3年間の削減額＝6億円



例 平成18年度の歳出が10億円で平成19年度以後に毎年1億円ずつの歳出削減を行った場合

平成19年度～平成21年度の3年間の削減額

平成19年度 1億円

平成20年度 2億円

+ 平成21年度 3億円

計 6億円

平成20年度及び平成21年度は、前年度歳出をベースに更に削減することとなるので、平成18年度予算をベースとするとそれぞれ2億円、3億円の削減となります。

(1) 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し

改革項目一覧表

整理番号	改革項目	内容	担当課
1-1	定員管理	定員適正化計画に基づく、職員数の純減	総務課
1-2	臨時職員・任期付職員等の活用	1 「任期付職員制度」の活用 2 臨時職員・任期付職員等の活用 3 臨時職員及び非常勤職員の位置づけの明確化	総務課
1-3	常勤特別職職員等の人件費の抑制	常勤特別職職員等の給料月額及び期末手当の減額措置の実施	総務課
1-4	常勤特別職職員等の人件費の抑制	常勤特別職である収入役の廃止等	総務課
1-5	一般行政職職員の人件費の抑制	管理職手当の見直し	総務課
1-6	一般行政職職員の人件費の抑制	特殊勤務手当の見直し	総務課
1-7	一般行政職職員の人件費の抑制	時間外勤務手当の削減	総務課
1-8	一般行政職職員の人件費の抑制	役職加算制度の見直し	総務課
1-9	厚生会事業の見直し	厚生会事業の見直し	総務課
1-10	各種委員等の定数の削減及び報酬等の見直し	各種委員会の委員等の定数や報酬等 の見直し	総務課
1-11	定員・給与等の状況の公表	定員・給与等の状況の広報紙・ホームページを通じての公表	総務課
1-12	人材育成の推進	「人材育成計画」の策定・推進	総務課
1-13	組織機構の見直し	市民ニーズに対応できる柔軟な組織機構の構築	総務課

（２） 事務事業の見直し等

改革項目一覧表

整理番号	改革項目	内容	担当課
２－１	事務事業の見直し	１ すべての事務事業の実施主体の選別等 ２ 事務事業の廃止、縮小等の見直し	企画課 総務課 各課
２－２	事務事業の見直し	少子化に伴う小学校の統廃合	学校教育課
２－３	事務事業の見直し	投票区の見直し	選挙管理委員会
２－４	事務事業の見直し	大型市バス（５０人用）の廃止	財政課
２－５	事務事業の見直し	匝瑳市ＰＲ看板掲出委託の廃止	企画課
２－６	事務事業の見直し	行政評価システムの導入等	企画課 総務課
２－７	事務事業の見直し	行政マネジメントシステムの構築	企画課 総務課

（３） 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

改革項目一覧表

整理番号	改革項目	内容	担当課
３－１	民間委託等の推進	民間委託等の実施時期等を示した「民間委託等指針（仮称）」の策定	企画課 総務課 各課
３－２	民間委託等の推進	八日市場学校給食センターと野栄学校給食センターの統合時におけるＰＦＩ、民間委託等の民間活力の導入の検討	企画課 学校教育課 給食室
３－３	民間委託等の推進	市バス等の運転の全面委託	財政課
３－４	民間委託等の推進	学校用務員の全面委託	学校教育課
３－５	民間委託等の推進	公共サービスに関する官民競争入札等の導入の検討	総務課 各課
３－６	民間委託等の推進	指定管理者制度の活用	総務課 各課

(4) 第三セクター等の見直し

改革項目一覧表

整理番号	改革項目	内容	担当課
4-1	第三セクター等の経営状況の公表等	第三セクターの経営状況の公表等	産業振興課
4-2	第三セクター等の経営状況の公表等	匝瑳市土地開発公社の経営状況の公表等	財政課
4-3	第三セクター等の経営状況の公表等	東総地域医療連携協議会の協議結果の病院経営への反映	企画課 市民病院
4-4	第三セクター等の経営状況の公表等	国保八日市場市民総合病院あり方検討委員会の提言の実施	市民病院
4-5	第三セクター等の経営状況の公表等	基準外繰入金の抑制	市民病院
4-6	第三セクター等の経営状況の公表等	病院事業に係る管理職手当（医師にかかる分を除く。）の見直し	市民病院
4-7	第三セクター等の経営状況の公表等	病院事業に係る特殊勤務手当（医師にかかる分を除く。）の見直し	市民病院
4-8	第三セクター等の経営状況の公表等	時間外勤務手当（医師にかかる分を除く。）の削減	市民病院
4-9	第三セクター等の経営状況の公表等	役職加算制度の見直し（医師にかかる分を除く。）	市民病院

(5) 財政の健全化

改革項目一覧表

整理番号	改革項目	内容	担当課
5-1	財政の健全化	「財政健全化計画（仮称）」の策定	財政課
5-2	財政の健全化	市税等の確実な徴収、滞納額の削減	税務課 各課
5-3	財政の健全化	未利用市有地の適正価格による売却処分	財政課
5-4	財政の健全化	使用料・手数料の改定 使用料の減免基準の見直し	財政課 各課
5-5	財政の健全化	ホームページ等の広告利用	財政課 各課
5-6	財政の健全化	補助金等の整理合理化	財政課 各課
5-7	財政の健全化	枠配分方式による予算編成	財政課 各課
5-8	財政の健全化	サマーレビューの実施の検討	財政課
5-9	財政の健全化	公会計の整備	財政課 市民病院
5-10	財政の健全化	市民への財政状況の情報提供	財政課

(6) 市民参加による開かれた行政の推進

改革項目一覧表

整理番号	改革項目	内容	担当課
6-1	市民参加による開かれた行政の推進	公正の確保と透明性の向上 パブリック・コメント手続制度	総務課
6-2	市民参加による開かれた行政の推進	「情報化推進委員会（仮称）」の設置	企画課
6-3	市民参加による開かれた行政の推進	「オンライン利用促進対象手続」等のオンライン化、利用促進	企画課
6-4	市民参加による開かれた行政の推進	庁内イントラシステムの拡充による職員の情報共有の推進	企画課

6－5	市民参加による開かれた行政の推進	地域協働担当部門の決定及び地域協働担当部門による総合的な地域協働の推進	総務課
6－6	市民参加による開かれた行政の推進	地域協働を実践するため、職員の意識改革	総務課 各課
6－7	市民参加による開かれた行政の推進	民間との事業の共同実施等による協働の推進	各課
6－8	市民参加による開かれた行政の推進	公共工事の入札・契約にかかる情報公開の推進	財政課

(7) 市議会の自主的な取り組み

改革項目一覧表

整理番号	改革項目	内容	担当課
7－1	市議会の自主的な取り組み	市議会の自主的な取り組み	市議会

(1) 定員管理及び給与の適正化並びに組織機構の見直し
個別実施計画

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1-1 定員管理	計画策定 →		実施			総務課
内容 「定員適正化計画」に基づき計画的な職員数の純減を図る。(病院事業に属する医療職を除く。)						
目標とする数値・成果 削減目標額 9 2 5 百万円 計画年次終了時(平成23年4月1日)において、平成18年4月1日の職員数(390人)から51人(13.07%)以上の純減を図る。 また、平成18年4月1日現在の職員数に対する各年度の削減の数値目標は、次のとおりとする。(当該年度までの累積人数) 平成19年4月1日現在 12人(3.07%)以上の削減 平成20年4月1日現在 20人(5.12%)以上の削減 平成21年4月1日現在 31人(7.94%)以上の削減 平成22年4月1日現在 44人(11.28%)以上の削減						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1-2 臨時職員・任期付職員等の活用	検討 →		実施			総務課
内容 1 「任期付職員制度」の活用 2 臨時職員・任期付職員等の活用 3 臨時職員及び非常勤職員の位置づけの明確化						
目標とする数値・成果 一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務の業務量の増加が、職員数の増加に繋がらないようにする。						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1-3 常勤特別職職員等の人件費の抑制			実施			総務課
内容 常勤特別職職員等の給料月額及び期末手当を次のとおり減額する。 減額措置 平成18年度 給料月額の5パーセント及び期末手当の10パーセント 平成19年度～ 平成22年度 給料月額の10パーセント及び期末手当の10パーセント						
目標とする数値・成果 削減目標額 16百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1-4 常勤特別職職員等の人件費の抑制			実施			総務課
内容 常勤特別職である収入役の平成18年度の非選任及び平成19年度からの廃止						
目標とする数値・成果 削減目標額 52百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1－5 一般行政職職員の人件費の抑制	検討 →		実施		→	総務課
内容 管理職手当の見直し 平成19年4月から10パーセントの削減						
目標とする数値・成果 削減目標額 13百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1－6 一般行政職職員の人件費の抑制	検討 →		実施		→	総務課
内容 特殊勤務手当の見直し 特殊勤務手当の支給対象の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務かどうかを見極め、見直しを図る。 その上で、勤務形態の変化等により勤務の特殊性が薄れたものについては、当該手当の廃止又は支給対象者、対象勤務、金額の見直しを図る。						
目標とする数値・成果 削減目標額 9百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1-7 一般行政職職員の人件費の抑制	検討 →		順次 実施			総務課
内容 時間外勤務手当の削減 人件費の抑制と職員の健康保持、公務能率の確保を図るため、時間外勤務の抑制に努めます。 1 ノー残業ダイの設定 2 所属長による事前命令及び実施内容の確認の徹底 3 時間外勤務削減計画の実施 4 「ずれ勤務制」の対象職場の拡大の検討 市民団体に関する業務担当課、公民館、図書館等、業務の内容から通常の勤務時間外に業務を実施している部署への「ずれ勤務制」への導入の検討						
目標とする数値・成果 削減目標（この目標は、国保匠瑳市民病院に勤務する職員（医師を除く。）を含みます。） 時間外勤務時間数 平成22年度の総時間数を平成17年度の総時間数（33,575時間）に対して20パーセント減の26,860時間以内とする。 時間外勤務手当支給額 平成22年度の時間外勤務手当の支給額を平成17年度の総支給額（72百万円）に対して20パーセント減の58百万円以内とする。						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1-8 一般行政職職員の人件費の抑制	検討 →		実施			総務課
内容 役職加算制度の見直し 期末勤勉手当の基礎額に算入される役職加算率の10パーセント削減						
目標とする数値・成果 削減目標額 17百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1-9 厚生会事業の見直し	検討 →		実施			総務課
内容 厚生会事業の見直し 1 職員の福利厚生に関する市民の一層の理解を得られるよう厚生会事業を見直し、個々の実施事業の廃止及び縮小の実施 2 掛金と公費負担の割合の見直し						
目標とする数値・成果 市民理解の向上 削減目標額 12百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1－10 各種委員等の定数の削減及び報酬等の見直し	検討			順次 実施		総務課
内容 各種委員会の委員等（附属機関の委員等で非常勤特別職の者等）の定数や報酬等について、当該委員会の存在意義を含め、見直しを行う。						
目標とする数値・成果 削減目標額 委員総数の1割削減 報酬総額　34百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1-11 定員・給与等の状況の公表			実施			総務課
内容 定員・給与等の状況を他団体との比較や全国的な指標を示すようにするなど、市民が理解しやすいような工夫を講じ、広報紙・ホームページを通じて公表します。 公表事項 (ア) 職員の任免及び職員数に関する状況 (イ) 職員の給与の状況 (ウ) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (エ) 職員の分限及び懲戒処分等の状況 (オ) 職員のサービスの状況 (カ) 職員の研修及び勤務成績の評価の状況 (キ) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (ク) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (ケ) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (コ) その他市長が必要と認める事項						
目標とする数値・成果 職員の定員・給与等への市民理解の向上						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1-12 人材育成の推進	策定 →		実施			総務課
内容 「匝瑳市人材育成計画」を策定し、職員の政策形成能力、法務能力等の業務遂行能力を高め、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成する。 また、同計画においては、職員のやる気を促す仕組みの構築、能力や適性に応じた人員配置等の職員の能力を向上させ、その能力を活かす仕組みを構築する。 主な取り組み事項 (ア) 経歴管理制度、複線型人事管理等の導入の検討 (イ) 自己申告制度の拡充 (ウ) 庁内公募制の導入の検討 (エ) 女性職員の登用 (オ) 人事異動の基本的な考え方の公表 (カ) 研修の多様化 目標とする数値・成果 分権型社会の担い手にふさわしい人材の育成						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
1-13 組織機構の見直し	検討 →		順次 実施			総務課
内容 1 組織のフラット化（班体制）の効果を十分に発揮できるようにその組織運用の理念の徹底 2 組織のフラット化の効果を検証し、職員数の削減等の要因を考慮して今後の方向性の決定 3 合併時の組織機構を行政需要の変化に対応したより効率的な組織機構にするため、平成18年度からの検討 4 旧野栄町の区域における市民の利便性を考慮した上で、市全体としての効率的な組織機構の構築を図るため、野栄総合支所等の位置づけや野栄総合支所等の室の統合・廃止等の組織機構の見直し						
目標とする数値・成果 職員数の削減による市民サービスの低下を防ぎ、市民ニーズに対応できる柔軟な組織機構の構築						

(2) 事務事業の見直し等

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
2-1 事務事業の見直し	検討			順次 実施		企画課 総務課 各課
内容 1 事務事業の選別 市の行うすべての事務事業について、その必要性及び市、民間等の役割を見直し、市が引き続き実施主体となる事務事業を選別する。 2 事務事業の廃止、縮小等の見直し						
目標とする数値・成果 行政資源（財源・人・物）の効果的な配分 削減目標額 360百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
2-2 事務事業の見直し		検討			検討を 踏まえ た対応	学校教育 課
内容 市民と十分な協議を図った上で、少子化に伴う小学校の統廃合の対応を図る。						
目標とする数値・成果 小学校における適正規模の教育環境の整備 学校施設維持管理費等の削減						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
2－3 事務事業の見直し	検討			実施		選挙管理 委員会
内容						
投票区の見直し 投票所における適正な管理執行 投票区ごとの有権者数の不均衡の是正						
目標とする数値・成果						
削減目標額 8 百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
2－4 事務事業の見直し	検討					財政課
			実施			
内容						
大型市バス（５０人用）の廃止						
目標とする数値・成果						
削減目標額 ２０百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
2-5 事務事業の見直し			実施			企画課
内容 匝瑳市PR看板掲出委託の廃止（掲出場所 JR東京駅の看板広告）						
目標とする数値・成果 削減目標額 7百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
2-6 事務事業の見直し	検討			実施		企画課 総務課
内容 行政評価システムの導入等 1 行政評価システムの導入 2 「市民の視点」から行政評価を行うため、市民、学識経験者等で構成する「匝瑳市行政評価委員会（仮称）」の設置						
目標とする数値・成果 市民本位の良質な公共サービスの提供						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
2-7 事務事業の見直し		検討		実施		企画課 総務課
内容 行政マネジメントシステムの構築 計画策定・予算編成・行政評価の連携を図り、PDCAサイクルによる行政マネジメントシステムの構築 目標とする数値・成果 行政評価による経費削減及び効率化						

(3) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
3-1 民間委託等の推進	検討		実施			企画課 総務課 各課
内容 民間委託等の実施時期等を示した「民間委託等指針（仮称）」の策定						
目標とする数値・成果 計画的な民間委託等の推進						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
3-2 民間委託等の推進		検討		検討 結果 実施		企画課 学校教育課 給食室
内容 八日市場学校給食センターと野栄学校給食センターの統合時における民間委託、PFI等の民間活力の導入の検討 民間活力の導入による低廉かつ良質な学校給食センターの建設の検討 民間活力の導入による低廉かつ良質な学校給食の提供の検討						
目標とする数値・成果 低廉かつ良質な学校給食の提供 従来の公共事業による施設建設費と学校給食センターの運営費の合計額の1割以上の総事業費の縮減						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
3－3 民間委託等の推進		検討				財政課
				実施		
内容						
市バス等の運転業務の委託						
目標とする数値・成果						
削減目標額 1 0 百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
3－4 民間委託等の推進	検討					学校教育課
				実施		
内容						
学校用務員の全面委託 現在行っている学校用務員の民間委託の対象校の拡大						
目標とする数値・成果						
削減目標額 1 8 百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
3-5 民間委託等の推進		検討				総務課 各課
				実施		
内容 公共サービスに関する官民競争入札等の導入の検討 1 「窓口6業務」の官民競争入札・民間競争入札の導入 2 官民競争入札・民間競争入札の対象となる公共サービスの順次拡大 3 「透明性」、「中立性」及び「公正性」を確保するため、条例による市の附属機関としての「官民競争入札等監理委員会（仮称）」の設置						
目標とする数値・成果 公共サービスの質・価格の両面で最も優れた公共サービスの担い手の選定 削減目標額 10百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
3-6 民間委託等の推進	検討					総務課 各課
			順次 実施			
内容 指定管理者制度の活用 1 平成18年度に導入した指定管理者制度の対象施設の拡大 すべての直営管理施設について平成18年度中に同制度導入の検討及び平成20年度までの同制度の導入 2 民営化の可能なものについての可能性の検討及び推進						
目標とする数値・成果 指定管理者制度の活用に伴う削減目標額 35百万円						

(4) 第三セクター等の見直し

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
4-1 第三セクター等の経営状況の公表等			経営状況の公表等			産業振興課
	情報公開制度導入の要請					
内容 第三セクター等の経営状況の公表等 1 「ふれあいパーク八日市場有限会社」の事業内容、経営状況、公的支援等の経営状況の広報紙及びホームページでの公表 2 「ふれあいパーク八日市場有限会社」の保有する情報の匝瑳市の情報公開制度に準じた情報公開制度の導入要請						
目標とする数値・成果 経営状況の透明性の向上						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
4-2 第三セクター等の経営状況の公表等			経営状況の公表等			財政課
	情報公開制度導入の要請					
内容 匝瑳市土地開発公社の経営状況の公表等 1 匝瑳市土地開発公社の事業内容、経営状況、公的支援等の経営状況の広報紙及びホームページでの公表 2 匝瑳市土地開発公社の保有する情報の匝瑳市の情報公開制度に準じた情報公開制度の導入要請						
目標とする数値・成果 経営状況の透明性の向上						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
4-3 第三セクター等の経営状況の公表等			検討			企画課 市民病院
内容 東総地域医療連携協議会の協議結果の病院経営への反映 銚子市立総合病院、総合病院国保旭中央病院、国保匝瑳市民病院及び東庄町国民健康保険東庄病院の4自治体病院の連携体制の構築等						
目標とする数値・成果 経営統合による効率的な病院運営、医師確保等の医療資源の活用等						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
4-4 第三セクター等の経営状況の公表等		検討				市民病院
			順次実施			
内容 国保八日市場市民総合病院あり方検討委員会の提言の実施 地方公営企業法の全部適用等						
目標とする数値・成果 病院経営の効率化 削減目標額 64百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
4-5 第三セクター等の経営状況の公表等			実施			財政課 市民病院
内容 基準外繰入金の抑制 一般会計から病院会計への基準外の繰り入れの抑制						
目標とする数値・成果 財政の健全化						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
4-6 第三セクター等の経営状況の公表等	検討		実施			市民病院
内容 病院事業に係る管理職手当（医師にかかる分を除く。）の見直し 平成19年4月から10パーセントの削減						
目標とする数値・成果 削減目標額 2百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
4-7 第三セクター等の経営状況の公表等	検討 →		実施		→	市民病院
内容 病院事業に係る特殊勤務手当（医師にかかる分を除く。）の見直し 特殊勤務手当の支給対象の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務かどうかを見極め、見直しを図る。 その上で、勤務形態の変化等により勤務の特殊性が薄れたものについては、当該手当の廃止又は支給対象者、対象勤務、金額の見直しを図る。						
目標とする数値・成果 削減目標額 90百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
4-8 第三セクター等の経営状況の公表等	検討 →		実施		→	市民病院
内容 時間外勤務手当（医師にかかる分を除く。）の削減						
目標とする数値・成果 人件費の抑制と職員の健康保持及び公務能率の確保						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
4-9 第三セクター等の経営状況の公表等	検討 →		実施			市民病院
内容 役職加算制度の見直し（医師にかかる分を除く。） 期末勤勉手当の基礎額に算入される役職加算率の10パーセント削減						
目標とする数値・成果 削減目標額 2百万円						

(5) 財政の健全化

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
5-1 財政の健全化		策定 →				財政課
内容						
「財政健全化計画（仮称）」の策定						
目標とする数値・成果						
平成22年度の経常収支比率 90パーセント以下 歳出全般の効率化と予算配分の重点化(重要施策への柔軟な対応等)						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
5-2 財政の健全化			実施			税務課 各課
内容						
市税等の確実な徴収、滞納額の削減等						
目標とする数値・成果						
市民負担の公平性の確保						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
5-3 財政の健全化			実施			財政課
内容 未利用市有地の適正価格による売却処分						
目標とする数値・成果 目標額 50百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
5-4 財政の健全化	検討			順次 実施		財政課 各課
内容 使用料・手数料の改定 使用料の減免基準の見直し						
目標とする数値・成果 目標額 2百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
5－5 財政の健全化	検討					財政課 各課
				実施		
内容						
ホームページ等の広告利用						
目標とする数値・成果						
目標額 3 百万円						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
5－6 財政の健全化			実施			財政課 各課
内容 補助金等の整理合理化 行政の役割分担の明確化、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、 終期の設定、補助金額の削減などの見直しを図る。						
目標とする数値・成果 補助金等の整理合理化						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
5-7 財政の健全化			実施			財政課 各課
内容 枠配分方式による予算編成 財政課による一律の査定方式から事業担当課が自らの権限と責任で予算を編成する枠配分方式に変更						
目標とする数値・成果 より効率的かつ効果的な行政運営						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
5-8 財政の健全化	検討			実施		財政課 各課
内容 サマーレビューの実施の検討						
目標とする数値・成果 行政需要の変化等の早期の予算への反映						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
5-9 財政の健全化		検討			実施	財政課 市民病院
内容 公会計の整備 1 公会計への発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入 2 平成22年度末までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の整備又は作成に必要な情報の開示						
目標とする数値・成果 財政状況の透明性及び説明責任の向上						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
5-10 財政の健全化	検討			実施		財政課
内容 市民への財政状況の情報提供 バランスシート等も含め、積極的な公表を行う。 広報紙及びホームページでの公開						
目標とする数値・成果 財政状況に係る説明責任の向上						

(6) 市民参加による開かれた行政の推進

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
6-1 市民参加による開かれた行政の推進	検討		実施			総務課
内容 公正の確保と透明性の向上 パブリック・コメント手続制度の導入						
目標とする数値・成果 行政手続の透明性の向上						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
6-2 市民参加による開かれた行政の推進			設置			企画課
内容 「情報化推進委員会（仮称）」の設置						
目標とする数値・成果 電子自治体の構築の計画的な推進						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
6-3 市民参加による開かれた行政の推進		検討	→	実施	→	企画課
内容 「オンライン利用促進対象手続」等のオンライン化、利用促進						
目標とする数値・成果 市民の利便性の向上						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
6-4 市民参加による開かれた行政の推進	検討	→	順次 実施	→	→	企画課
内容 庁内イントラシステムの拡充による職員の情報共有の推進						
目標とする数値・成果 業務の効率的な執行						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
6-5 市民参加による開かれた行政の推進	検討 →		実施			総務課 各課
内容 地域協働担当部門の決定及び地域協働担当部門による総合的な地域協働の推進 地域協働に関する施策の企画、総合調整等を行うための地域協働担当部門を決定し、総合的に地域協働を推進する。						
目標とする数値・成果 地域協働担当部門による総合的な地域協働の推進						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
6-6 市民参加による開かれた行政の推進			実施			総務課 各課
内容 地域協働を実践するための職員の意識改革						
目標とする数値・成果 地域協働を実践するための基本である職員の意識を改革し、地域協働の環境づくりの推進						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
6-7 市民参加による開かれた行政の 推進	検討 →		実施		→	各課
内容 民間との事業の共同実施等による協働の推進						
目標とする数値・成果 民間との事業の共同実施等による協働の推進						

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
6-8 市民参加による開かれた行政の 推進			実施		→	財政課
内容 公共工事の入札・契約にかかる情報公開の推進						
目標とする数値・成果 公共工事の入札・契約に対する市民の信頼確保						

(7) 市議会の自主的な取り組み

整理番号・改革項目	18年度	19	20	21	22	担当課
7-1 市議会の自主的な取り組み	自主的な 取り組み の要請 →		順次 実施			総務課 市議会
内容 市議会への本行政改革大綱の趣旨にのっとり、その効率化に向けた自主的な取り組みの要請						
目標とする数値・成果 市議会の自主的な取り組みによる効率化						